

# きのこの出荷制限について

相馬地方においては、枠内の品目について出荷制限の指示が出されております。枠内の品目は、基準値100Bq/kg以下であっても出荷販売等をしないようにお願いします。

枠内に記載のない品目については、震災以降、出荷をしようとする事案がなく、モニタリング検査が十分に実施されていないことによるもので、安全性が確認されているということではありません。

## ①出荷制限の指示が出されている市町村・品目

### ・相馬市

原木しいたけ(露地)、原木なめこ(露地)、野生きのこ

### ・南相馬市

原木しいたけ(露地)、野生きのこ

### ・新地町

野生きのこ

### ・飯舘村

原木しいたけ(露地)、野生きのこ

**※加工用の原材料として使用することもできません。**

栽培きのこを生産される際には、福島県安心きのこ栽培マニュアルに基づく、きのこ生産資材、きのこの検査にご協力をお願いします。

### 1 きのこ生産資材の安全性の確認

- ・原木、ほだ木…50Bq/kg以下
- ・菌床…200Bq/kg以下

### 2 きのこの安全性の確認

基準値100Bq/kg以下



### 【問い合わせ先】

福島県相双農林事務所 森林林業部 林業課

TEL:0244-26-4305 FAX:0244-26-1216